

募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) 募集型企画旅行とは、Yプロジェクト株(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、これに参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を、締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)・本説明書面・出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 旅行の申し込みと契約の成立

- (1) 当社に募集型企画旅行の申し込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- (2) 電話でのお申し込みの場合は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立します。
- (4) 上記の申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- (5) 申込金(お一人様につき)：旅行代金が3万円未満の場合は代金の全額、旅行代金が3万円以上の場合は代金の20%以上(または全額)

3. 旅行が中止になる場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最小催行人数に満たない場合、旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日からさかのぼって3日前にあたる日より前に連絡させて頂き、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

4. 旅行代金に含まれるもの(及び含まれないもの)

- (1) 当パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、消費税等諸税が含まれます。
※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。
- (2) 上記(1)以外の費用は旅行代金に含まれません。(傷病・疾病に関する治療費及びそれに伴う諸費用も含まれません)

5. 契約内容の変更

当社は、天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他、当社の関与し得ない事由において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るために止むを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容・その他の募集型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

6. お客様からの旅行契約の解除・払戻し(取消料)

- (1) お客様はいつでも下表に定める取消料(お一人様につき)をお支払頂いて旅行契約を解除できます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻し致します。
- (2) なお取消料とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に旅行を解除する旨をお申し出頂いた日とします。※取消は、いかなる理由がありましても営業時間外でのお取扱いはいたしません。当社営業時間内にお電話でお願い致します。
- (3) お客様の都合で出発日・コース・利用便・宿泊施設等を変更される場合も下表の取消料が適用されます。

取消日区分(※%は旅行代金に対する利率)		取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	8日目にあたる以前の解除	無料
	7日目にあたる日以降の解除	ご旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除		ご旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除		ご旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加		ご旅行代金の100%

7. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償致します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は1の責任を負いません。
①天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止②運送・輸送機関の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関のサービス提供の中止(運休等も)又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難・置き忘れ(忘れ物)⑦運送機関の遅延・不通・スケジュールの変更・経路変更等。又これらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在の短縮。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害が発生した翌日から起算して14日以内に、当社に通知があった時に限り、旅行者1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

8. 特別補償

- (1) 当社は、お客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。)として支払います。
- (2) ただし、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命・身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行なわれない旨について、契約書面に明示したときは、当該日は「募集旅行参加中」とは致しません。
- (3) 当社がこの特別補償規定に基づく保険金を支払う保険に加入している場合には、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。

9. 旅行者の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被った時は、当該旅行者は、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において、速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければいけません。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させて頂きます。

※この他、当社は、①当社及び当社と提携する企業・団体の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2017年5月1日を基準にしております。また、この旅行代金は2017年5月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

◎旅行企画・実施： Yプロジェクト株式会社

青森県知事登録旅行業 第地4号

(大間町・風間浦村・佐井村・むつ市・函館市限定)

国内旅行業務取扱管理者 島康子

〒039-4601 青森県下北郡大間町大間字蛇浦道11-7

TEL 0175-37-5073 FAX 0175-37-3926

✉ info@yproject.co.jp 🌐 http://yproject.co.jp

旅行のご予約、お問合せは

☎ 0175-37-5073までお気軽にお電話ください。

◆営業時間 平日9時~15時(土日休み)